頁	変更後	変更前	変更理由
第 1 編 第 4 章 (P6, 7)	2 気候 本市の気候は、太平洋岸気候で、夏は高温多雨、冬は少雨という特徴がある。平成 24 年の統計数値によると、年平均気温は 15.7°C、年総降水量は 1,720.0 mmであり、四季を通じて温暖であり、比較的過ごしやすい日が多い。ただ、冬期においては、関ヶ原などの山あいを通る季節風による降雪がしばしばみられ、積雪となることもある。  図1-2 市の月別平均気温と降水量(平成 24 年)  (mm)	2 気候 本市の気候は、太平洋岸気候で、夏は高温多雨、冬は少雨という特徴がある。平成 17年の統計数値によると、年平均気温は 15.8℃、年総降水量は 1,211.2 mmであり、四季を通じて温暖であり、比較的過ごしやすい日が多い。ただ、冬期においては、関ヶ原などの山あいを通る季節風による降雪がしばしばみられ、積雪となることもある。  図1-2 市の月別平均気温と降水量(平成 17年)  「(*C)	統計数値の修正による変更

## 小牧市国民保護計画の軽微な変更にかかる新旧対照表

頁		変更後	変更前	変更理由
第1編 第4章 (P7,8)	地 区 大字・町・丁。 桜井本町。 東新町。	- 2 人口密度の高い地区。 地区人口(人)。 地区面積 (ha) は人口密度(人/ha) は 587。 4.6。 127.60。 408。 4.8。 85.00。 555。 0.8。 893.75。	表 1 - 2 人口密度の高い地区。   地 区	統計数値の修正による変更
		1,379 14.8 94.45 0  1,926 19.4 99.27 0  1,337 15.3 97.38 0  1,363 14.3 95.31 0  497 6.0 81.17 0  977 11.2 97.23 0  1,329 15.0 98.60 0  869 9.1 95.4 95.49 0  1,033 8.5 121.53 0  2,116 14.7 143.95 0  1,720 11.1 154.95 0  1,322 15.1 151.5 151.5 0	小 牧 地 区   新町三丁目   1,439   14.6   98.56   1   1,872   19.4   96.49   1   1,262   15.3   82.49   1   1,262   15.3   82.49   1   1,262   15.3   82.49   1   1,262   15.3   82.49   1   1,262   15.3   82.49   1   1,262   15.3   82.49   1   1,262   15.3   1   1,262   1,262   1   1,262   1   1,262   1   1,262   1   1,262   1   1,26	
第1編 第4章 (P8)	5 空港 本市の南部には、 の一部が市域内にあ	2.440       21.86       112.34         1.448       15.86       92.88         2.002       24.86       81.38         を掲げた。地区人口はH 24.10.1現在。             標準       滞産路。所在地。         2.740m       1本。西春日井郡豊山町。	城山五丁目。   1,560: 15.6: 100.00: 6: 15.0: 6: 100.00: 6: 15.0: 15.	数値の修正による変更

頁	変更後	変更前	変更理由
第 2 編 第 1 章 第 1 (P14)	<ul> <li>2 市職員の参集基準等         <ul> <li>(1)から(4) (略)</li> </ul> </li> <li>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応</li></ul>	2 市職員の参集基準等 (1)から(4) (略) (5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 (中略) 市対策本部長である市長に事故があった場合に は、 <b>副市長2人</b> 、総務部長の順に指揮をとる。	役職名の記載方法の変 更
第 2 編 第 1 章 第 2 (P17)	4 指定公共機関等との連携 (1) (略) (2) 医療機関との連携 (中略) また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、 <u>(公</u> 財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する 機関との連携に努める。	4 指定公共機関等との連携 (1) (略) (2) 医療機関との連携 (中略) また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、 (財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。	公益財団法 人に変更 たこ変更
第 2 編 第 2 章 (P24)	1 避難に関する基本的事項 (1)から(2) (略) (3) 高齢者、障がい者等への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な <b>避難行動要支援者</b> の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、避難対策を講じる。その際、避難誘導時においては、職員の配置に留意する。	1 避難に関する基本的事項 (1)から(2) (略) (3) 高齢者、障がい者等 <b>災害時要援護者</b> への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障 がい者等自ら避難することが困難な者の避難につ いて、自然災害時への対応として作成している避難 支援プランを活用しつつ、 <b>災害時要援護者</b> の避難対 策を講じる。その際、避難誘導時においては、職員 の配置に留意する。	災害対策基 本法改正に 伴う変更

## 小牧市国民保護計画の軽微な変更にかかる新旧対照表

頁	変更後	変更前	変更理由
第3編 第1章 (P30)	1 武力攻撃事態等の認定後における国民保護措置の実施 体制 (1)から(2) (略)	1 武力攻撃事態等の認定後における国民保護措置の実施体制 (1)から(2) (略)	役職名の記載 方法の変更
	図3-2 市緊急事態連絡室の構成等 ※図一部抜粋  連絡室長 市 長 参集室員 <b>副 市 長</b> 消 防 長 総 務 部 長    脈部長・次長・課長	図3-2 市緊急事態連絡室の構成等         ※図一部抜粋         連絡室長       市       長         参集室員       副市長2人       消       防       長         総務部長・次長・課長	
第3編 第2章 (P33)	1 市対策本部の設置 (1)から(2) (略) 図3-3 市対策本部の組織及び機能 ※図一部抜粋 対策副本部長 副 市 長	1 市対策本部の設置 (1)から(2) (略) 図3-3 市対策本部の組織及び機能 ※図一部抜粋 対策副本部長 副市長2人	役職名の記載方法の変更

## 小牧市国民保護計画の軽微な変更にかかる新旧対照表

頁	変更後	変更前	変更理由
第3編 第2章 (P33)	1 市対策本部の設置 (1)から(2) (略) 図3-3 市対策本部の組織及び機能 ※図一部抜粋	1 市対策本部の設置 (1)から(2) (略) 図3-3 市対策本部の組織及び機能 ※図一部抜粋	組織改正による変更
	対策本部員 教 育 長 <b>病院事業管理者</b> <u>市長公室長</u> 総務部長 <u>地域活性化営業部長</u> <u>市民生活部長</u> 健康福祉部長	対策本部員 教 育 長 市民病院長 企画部長 総務部長 市民産業部長 健康福祉部長 環境交通部長	
	こども未来部長         都市建設部長         上下水道部長         教育部長         消防長         市民病院事務局長         議会事務局長         会計管理者         監查委員事務局長	都市建設部長 都市建設部参事 水道部長 教育部長 教育部長 消防長 市民病院事務局長 議会事務局長 会計管理者 監查委員事務局長	

頁	変更後	変更前	変更理由
第 3 編 第 4 章 第 1 (P41)	2 警報の内容の伝達方法 (1)から(2) (略) (3) (略) この場合において、消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や <b>要配慮者</b> 等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配意する。(略) (4) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、 <b>選難行動要支援者</b> に関する避難支援プランを活用するなど、 <b>要配慮者</b> に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	2 警報の内容の伝達方法 (1) から(2) (略) (3) (略) この場合において、消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や <b>災害時要援護者</b> 等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配意する。(略) (4) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、 <b>災害時要援護者</b> に関する避難支援プランを活用するなど、 <b>災害時要援護者</b> に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	災害対策基本法改正に伴う変更
第 3 編 第 4 章 第 2 (P43)	<ul> <li>2 避難実施要領の策定         <ul> <li>(1)から(2) (略)</li> <li>(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮 する。</li></ul></li></ul>	<ul> <li>2 避難実施要領の策定         <ul> <li>(1)から(2) (略)</li> <li>(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</li> <li>アからオ (略)</li> <li>カ 要接護者の避難方法の決定(避難支援プラン)</li> </ul> </li> </ul>	災害対策基本法改正に伴う変更

頁	変更後	変更前	変更理由
第 3 編 第 4 章 第 2 (P44, 45)	3 避難住民の誘導 (1) (略) (2) 消防機関の活動 ア 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・ 救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な <b>避難行動要</b> 支援者の運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 イ 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。 (3)から(5) (略) (6) 高齢者、障がい者等への配慮 市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動 要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。	3 避難住民の誘導 (1) (略) (2) 消防機関の活動 ア 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・ 救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置 し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を 実施するとともに、自力歩行困難な <b>災害時要援 獲者</b> の運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 イ 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、 <b>災害時要援護者</b> に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。 (3)から(5) (略) (6) 高齢者、障がい者等への配慮 市長は、高齢者、障がい者等の配慮 市長は、高齢者、障がい者等の配慮 東援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。	災害対策基本法改正に伴う変更

頁	変更後	変更前	変更理由
第3編 第5章 (P49)	3 救援の内容 (1) 救援の基準等 ア 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 イ 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	3 救援の内容 (1) 救援の基準等 ア 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 イ 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	救援事務の移管による変更
第3編 第6章 (P51)	2 安否情報の収集 (1) 安否情報の収集 (中略) また、安否情報の収集は、避難所において、避難 住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳 等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保 有する情報等を活用して行う。	2 安否情報の収集 (1) 安否情報の収集 (中略) また、安否情報の収集は、避難所において、避 難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本 台帳 <b>、外国人登録原票</b> 等、市が平素から行政事務 の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して 行う。	外国人登録法が廃 止され、市が保管し ていた外国人登録 台帳が法務省保管 となったことによ る変更